

売買契約等特殊条項（輸入品）

第1章 売買契約条項に係る特殊条項

（関税等の減免税手続等）

第1条 乙は、関税その他の租税の減免等必要な輸入通関手続を法令の定めるところに従い、行わなければならない。

（延納金、遅滞金及び違約金）

第2条 契約条項第31条第1項、第32条第1項及び第42条第1項に規定する延納分及び遅滞分に相当する代金並びに解除した場合の代金とは、当該契約物品に係る品目別内訳に掲げる金額を基礎として計算した金額とする。

2 契約条項第31条第1項及び第32条第1項に規定する延納金及び遅滞金の率は、それぞれ0.05パーセント及び0.25パーセントとする。

（持ち込み）

第3条 乙は、契約物品の納入場所への持ち込みを 年 月 日以前に行ってはならない。

2 乙が前項の規定に違反して持ち込みを行った場合には、甲は、当該契約物品について保管の責めを負わないものとする。

3 乙は、契約物品の持ち込みに当たり、当該契約物品を担保とするトラスト・レシート（輸入担保物荷物保管証）を銀行に差し入れている場合は、当該トラスト・レシートの契約を解消してから、持ち込まなければならない。

第2章 前払金に関する特約条項に係る特殊条項

（適用範囲）

第4条 この章の規定は、前払金に関する特約条項（以下この章において「特約条項」という。）を付した契約に適用する。

（前払金の金額等）

第5条 特約条項第2条第1項の規定にかかわらず、前払金は、C&F価格又はCIF価格（以下「C&F価格等」という。）の範囲内で、B/L払（船荷証券又は航空貨物運送状により支払う場合をいう。）又はT/T払（外国製造業者の要求に係る前払金を電信送金により支払う場合をいう。）に基づき支払うものとし、B/L払又はT/T払の別、支払回数、支払時期及び限度額は別表のとおりとする。

2 各支払時期に支払う前払金の金額は、乙が対外支払勘定の決済を外貨によって行った場合は当該決済日における決済銀行の公表する電信売相場により換算した円貨額で、円貨によって行った場合は当該円貨額で別表の限度額以内の金額とする。

3 T／T払を行った後に契約物品の全部又は一部についてB／L払を行う場合の前払金の金額は、当該B／L払に係る既に支払ったT／T払の金額を控除した金額とする。

(前払金の請求)

第6条 特約条項第3条中「前条第1項」は「売買契約等特殊条項（輸入品）第5条」と読み替えるものとする。

(前払金の目的外使用禁止)

第7条 特約条項第5条第1項中「履行に直接必要な経費」は「対外支払勘定の決済」と読み替えるものとする。

2 乙が前払金の支払を受けた場合において、対外支払勘定の決済について円貨の支払を行っていないときは、直ちに円貨の支払を行い、当該支払に係る外国為替公認銀行の発行する対外支払勘定の円貨による決済金額を証する書類を速やかに甲に提出しなければならない。

(契約金額の変更又は解除による前払金の返納)

第8条 特約条項第7条第1項第1号の規定にかかわらず、契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合において、T／T払に係る前払金については、甲が既に支払ったT／T払の前払の金額が、B／L払に係る前払金については、甲が既に支払ったB／L払の前払の金額及び部分払の金額の合計額が、それぞれの契約変更後の前払金の限度額を超えることとなったときは、当該それぞれの超過金額とする。

(前払金の精算方法)

第9条 T／T払に係る前払金の精算については、特約条項第8条ただし書きの規定における「既納部分又は既済部分の金額」は「品目別内訳の金額を基礎として計算した当該部分の金額」と、また、「契約金額」は「品目別内訳に掲げる小計金額」と読み替えるものとする。

2 B／L払に係る前払金の精算については、甲が既に乙に支払ったB／L払の金額を当該部分払をする金額（T／T払に係る前払金を支払われている場合は、当該T／T払に係る前払金の精算を行った後の金額）を順次充当することによって行うものとする。

第3章 部分払に関する特約条項に係る特殊条項

(適用範囲)

第10条 この章の規定は、部分払に関する特約条項（以下この章において「特約条項」という。）を付した契約に適用する。

(部分払の金額)

第11条 特約条項第4条第1項の規定にかかわらず、甲の部分払として乙に支払う金額は、品目別内訳に掲げる金額を基礎として計算した既納部分又は既済部分に相当する金額の9／10以内の金額とする。

第4章 代金の確定等に関する特殊条項

(代金の確定)

第12条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条中「合計額」は「各費目ごとの金額」と読み替えるものとする。

- 2 前項の適用に当たり要確定費目金額表のC & F 価格等の実績額は、工場渡価格及び運賃その他の費目別（その区分のないものは費目の合計額について）に、外貨による実績額（以下「外貨実績額」という。）が要確定費目金額表に掲げる外貨表示による金額（以下「特定費目の外貨金額」という。）に達しない場合はその外貨実績額に、これに等しいか、又はこれを超える場合は特定費目の外貨金額に、それぞれ実績為替相場を乗じて得た金額の合計額によるものとする。この場合、実績為替相場が決済時の直物相場を超えるときは、甲がやむを得ないと認めた場合を除き、当該直物相場によるものとする。
- 3 特定費目の代金の実費精算に関する特約条項を付した場合には、同特約条項第3条の規定は、前項に定める費目ごとの算定をしたうえで適用するものとする。

(調整措置)

第13条 乙は、前条第2項により算定されるC & F 価格等の実績見込額が、当該費目の金額を超えるおそれがある場合は、見積金額に証ひょう書類を添えて、速やかに甲に通知するものとする。

- 2 甲が前項の通知を受けた場合は、甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、前条第2項により算定されたC & F 価格等の実績額が当該費目の金額を超える場合は、当該超過部分を乙の負担としないことを基本として、原則として契約金額の範囲内において、協議のうえ必要な措置をとるものとする。